

愛知学院大学流通科学研究所規程

(名称)

第1条 本研究所は、愛知学院大学流通科学研究所と称する。

(場所)

第2条 本研究所は、これを愛知学院大学商学部を設置する。

(目的)

第3条 本研究所は社会科学・自然科学の両面より、流通及びマーケティングに関する基礎的研究並びに応用研究を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本研究所は下記の事業を行う。

- (1) 流通及びマーケティングに関する自主的研究並びに調査
- (2) 流通及びマーケティングに関する受託研究並びに調査
- (3) 研究所報の発行
- (4) 講演会、シンポジウム等の開催
- (5) セミナー、公開講座等の開催
- (6) 流通及びマーケティングに関する教育・訓練用教材の開発
- (7) 流通及びマーケティングに関する教育リソースセンターの運営
- (8) その他本研究所の目的を達成するために必要とされる事業

(組織)

第5条 本研究所に、所長、幹事、所員及び事務職員を置く。

2 本研究所に、研究員を置くことができる。

(所長)

第6条 所長は、所員総会の推薦により、学長これを委嘱する。

2 所長は、本研究所を代表し、本研究所の運営一般を統括する。

(幹事)

第7条 幹事は、所員総会の議を経て、所員の中から所長これを委嘱する。

2 幹事は、所長を補佐し、研究所事務の円滑な運営をはかり、研究所報の編集等を行う。

(所長・幹事の任期)

第8条 所長及び幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(所員)

第9条 所員は、商学部の専任教員とする。

2 所長は、前項のほか、所員総会の議を経て、本大学専任教員の中から所員を委嘱することができる。

3 第2項の所員の任期は1年とし、所員総会の議を経て更新できる。

(研究員)

第10条 研究員は、所員が推薦し、所員総会の議を経て、所長これを委嘱する。

2 研究員の任期は1年とし、所員総会の議を経て更新できる。

(所員総会)

第11条 本研究所に、運営に関する基本方針を決定し、予算及び決算を審議するため、所員総会を置く。

- 2 所員総会は、全所員をもって構成し、所長が議長となる。
- 3 所員総会は、所長が招集する。ただし、全所員の4分の1以上の要求がある場合には、所長はすみやかにこれを招集しなければならない。

(運営委員会)

第12条 本研究所に、所員総会において定められた基本方針及び予算にしたがい、事業の運営に関する問題を議決するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は8名をもって構成し、そのうち6名は、所員の互選により選出する。
所長及び幹事は運営委員とし、所長が運営委員会の座長となる。
- 3 座長は、運営委員会を招集する。ただし、運営委員の要求のある場合には、座長は、すみやかに運営委員会を召集しなければならない。
- 4 運営委員の任期は2年とし、1年ごとに委員の半数を改選する。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第13条 本研究所は、必要に応じて、委員会を置くことができる。

(定足数・議決)

第14条 所員総会、運営委員会及び第13条に定める委員会は、それぞれの構成員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることはできない。

- 2 所員総会及び運営委員会の議事は、別に定めのある場合を除いて、出席者の過半数で議決をし、可否同数のときは、所員総会においては議長、運営委員会においては座長の決するところによる。

(事務局)

第15条 研究所事務の円滑な運営をはかるため、本研究所に事務局を置く。

- 2 事務局は、幹事及び事務職員で構成する。

(経費)

第16条 本研究所の経常費は、愛知学院大学の年間研究所予算その他をもってこれにあてる。

- 2 本研究所予算及び決算は所員総会の議を経るものとする。

(細則)

第17条 本研究所に必要な細則は、所員総会の議を経て別に定める。

(規定改正)

第18条 本規程の改正は、所員総会において全所員の3分の2以上の賛同をえ、商学部教授会の議を経て、学長の承認をうることを要する。

附 則

本規定は、平成6年4月1日より施行する。

本規定は、平成11年2月12日より施行する。